

議第142号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人フォーラムひこばえの項を次のように改める。

特定非営利活動法人フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地の2
特定非営利活動法人アレルギーネット ワーク京都ぴいちゃんねっと	京都市中京区姉西洞院町542番地サン フィールドビル3階

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める
必要があるので提案する。